

広陵町自治基本条例推進会議設置規則

(設置)

第1条 広陵町自治基本条例（令和3年5月広陵町条例第1号。以下「条例」という。）第40条第1項の規定に基づき、広陵町自治基本条例推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、条例に規定する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 推進会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 条例に基づく他の条例及び規則の点検に関すること。
- (2) 条例における運用の検証及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が条例に関し必要と認めること。

(組織及び委員)

第4条 推進会議は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町内関係団体から推薦のあった者
- (3) 町民からの公募による者
- (4) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 推進会議に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により選出し、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(オブザーバー)

第8条 推進会議にオブザーバーとして、広陵町議会議員を3名以内で置くことができる。

2 オブザーバーは、表決に加わることができない。

3 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、議長の求めに応じて、意見を述べることができる。

(関係者の出席等)

第9条 議長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な資料の提出を求め、又は会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、協働推進担当課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。